

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 1 0 日

各地方整備局等建設業関係事務担当者 殿
(各都道府県所管部局担当者 殿 参考送付)

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

令和 8 年熊本地震による災害の発生に伴う建設業関係事務の取扱い
について

令和 8 年熊本地震による災害については、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）に基づく許可等の有効期間の延長及び期限内に履行されなかった義務の免責に関する措置について、「令和 8 年熊本地震による災害の発生に伴う建設業法上の特例措置等について」（令和 8 年 8 月 1 0 日付け国不建第 5 7 号）により通知したところであるが、今般の令和 8 年熊本地震による甚大な被害の状況に鑑み、被災地域における建設業関係事務を適切に取り扱うため、被災者に係る法の適用については、当分の間、同通知の内容に加え、下記の点に留意されたく通知する。

貴職におかれてはその趣旨を十分御理解の上、事務処理に当たって遺漏なく措置されるようお願いする。

記

1 許可（その更新を含む。）の申請について

近々に許可の有効期間が満了する建設業者をリストアップするなど、それぞれの建設業者が置かれている状況を適切に把握しつつ、次のとおり、事務を取り扱う。

（1）許可の有効期間関係

特定被災地域（令和 8 年熊本地震に際し災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）が適用された市町村の区域をいう。以下同じ。）内に主たる営業所を有する建設業者で従前の許可の有効期間が令和 8 年 7 月 2 8 日から令和 9 年 1 月 2 6 日の間に満了する者（令和 8 年 7 月 2 7 日以前に、更新

の申請がなされ、かつ、更新の許可通知がされている場合を除く。)の当該有効期間の満了日は、令和8年8月7日付け国土交通省告示第1037号(以下「告示」という。)により延長されたため、一律に令和9年1月27日として取り扱う。

なお、上記のほか、許可行政庁は、特定被災地域内に主たる営業所を有さない者であっても、その者が有効期間の満了日の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行った場合(従前の許可の有効期間が令和8年7月28日から令和9年1月26日の間に満了する者であり、かつ、申し出を行った時点で有効期間が満了している者も含む。以下同じ。)について、申出が適当と認められるときは、その満了日を令和9年1月27日に延長することとする。

(2) 申請書類関係

建設業者が法第5条の許可の申請(法第17条で準用する場合を含む。)をするに当たって、令和8年熊本地震によるやむを得ない事情により法第5条及び第6条に定める書類(法第17条で準用する場合を含む。)の一部を用意することができないと認められる場合には、不足する一定の書類を一定期日までに許可行政庁あてに提出する旨の誓約書、令和8年熊本地震により書類の一部が消滅した旨の顛末書等を添付させて、当該書類が不備であっても、当該申請を受理すること。この場合、許可の審査に必要な書類を適宜求めること等を通じて当該申請が適当であると認められる場合には、不足する一定の書類を一定期日までに許可行政庁あてに提出すること等を条件として付した上で、当該申請に対する許可をすること。

(3) 許可の審査関係

営業所の社屋については、3のとおり、令和8年熊本地震により倒壊していても当該営業所における営業を継続する(再建する)意思があれば令和9年1月27日までは存続しているものとみなすこととするので、同日までであれば、その時点で社屋がなくても、条件の付与等により許可することができる。

その他の要件については、遅くとも延長された満了日時時点で要件を充足していなければ許可してはならないが、令和8年熊本地震によるやむを得ない事情により充足できない場合も、同様とすることができる。

(4) 手数料関係

(1) の建設業者が納付すべき手数料は、許可の更新を申請するに当たり納付すべき許可手数料とすること。

2 変更等の届出について

(1) 変更等の届出義務の免責関係

令和8年熊本地震により、法第11条及び第12条の規定に基づく変更等の届出（届出を行うべき期限が令和8年7月28日から令和8年11月26日までに到来するものに限る。）をその期限までに行うことができない者については、令和8年8月7日付けで公布・施行された令和8年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和8年政令第260号）に基づき、令和8年11月27日までに当該届出を行えば、当該義務の不履行についての責任を問わないものとする。

このため、原則として特定被災地域内に主たる営業所を有する者については、本特例措置の対象として取り扱うこととし、特定被災地域内に主たる営業所を有さない者であっても、令和8年熊本地震によるやむを得ない事情が認められる場合には本特例の対象として取り扱うこととする。

(2) 届出を行うべき書類関係

建設業者が法第11条各項に規定する届出をするに当たって、令和8年熊本地震によるやむを得ない事情により同項に規定する書類の一部を用意することができないと認められる場合には、当該書類が不備であっても、不足する一定の書類を一定期日までに許可行政庁あてに提出する旨の誓約書、令和8年熊本地震により書類の一部が消滅した旨の顛末書等を添付させて、当該届出を受理すること。

3 営業所の変更関係

令和8年熊本地震による営業所の倒壊等により、営業所の社屋が存在しなくなった場合でも、当該営業所における営業を継続する（営業所を再建する）意思がある場合には、令和9年1月27日までの間は、当該営業所は存続しているものとみなすこととする。

したがって、同日までの間は、営業所の社屋が存在しなくなったことにより、法第11条第1項に基づき営業所の廃止の届出を行う必要はないこととする。また、同日までの間は、営業所の社屋が一の都道府県にしか存在しなくなったことにより、第9条第1項に該当するものとして、都道府県知事許可に許可換えする必要はないこととする。

4 経営事項審査の有効期間の延長について

近々に有効期間が満了する建設業者をリストアップするなど、それぞれの建設業者が置かれている状況を適切に把握しつつ、次のとおり、事務を取り扱う。

(1) 経営事項審査の受審（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第18条の2関係）

特定被災地域内に主たる営業所を有する建設業者で直近に受審した経営事項審査の有効期間が令和8年7月28日から令和9年1月26日の間に満了する者の当該有効期間の満了日は、告示により延長されたため、一律に令和9年1月27日として取り扱う。

なお、上記のほか、許可行政庁は、特定被災地域内に主たる営業所を有さない者であっても、その者が有効期間の満了日の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行った場合について、申出が適当と認められるときは、その満了日を令和9年1月27日に延長することとする。

(2) 経営事項審査の客観的事項（規則第18条の3関係）

特定被災地域内に主たる営業所を有する建設業者の客観的事項の評価において、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号ロ及びハに掲げる事項の有効期間が令和8年7月28日から令和9年1月26日の間に満了するものを審査する場合の当該有効期間の満了日は、告示により延長されたため、一律に令和9年1月27日として取り扱う。

なお、上記のほか、許可行政庁は、特定被災地域内に主たる営業所を有さない者であっても、その者が有効期間の満了日の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行った場合について、申出が適当と認められるときは、その満了日を令和9年1月27日に延長することとする。

以上